

# 令和5年度 第1回 日の出町総合教育会議 プレゼンテーション資料

令和5年10月25日  
日の出町教育委員会  
指導室長 平崎一美  
指導主事 長保雄一

## 協議・報告事項

- 1 日の出町教育大綱（日の出町教育ビジョン2023）  
の実現状況と今後
- 2 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの  
一体的推進に向けて
- 3 日の出町教育委員会及び日の出町立学校にお  
けるいじめ防止対策と不登校対策

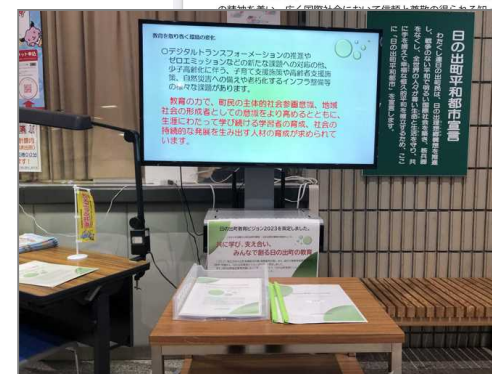
# 日の出町教育大綱(日の出町教育ビジョン2023)の 実現状況と今後

# 「日の出町教育ビジョン2023(日の出町教育大綱)」の実現状況と今後

## 広報について

### 「日の出町教育ビジョン2023」策定の周知

- 「概要版」配布
  - ※設置場所：役場ロビー、教育センター、図書館、やまびこホール
- 「教育ひので（7月号）」で特集
- 教育委員会ホームページで、ダウンロードできるようにデータを掲載
- 役場ロビーデジタルサイネージで説明スライド放映

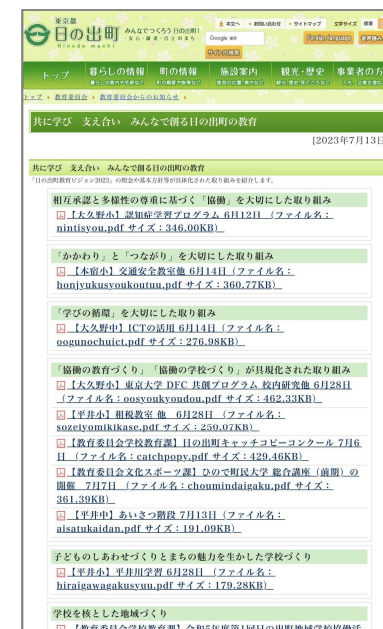


# 「日の出町教育ビジョン2023(日の出町教育大綱)」の実現状況と今後

## 広報について

### 「日の出町教育ビジョン2023」が具現化された取組の情報発信

- 教育委員会ホームページで、ダウンロードできるようにデータを掲載（18事例紹介）
- 公式ツイッターで周知



「日の出町教育ビジョン2023(日の出町教育大綱)」の実現状況と今後

## 今後の展開について

### ●広報周知の継続

- ◇教育委員会ホームページの継続的な更新
- ◇「教育ひので」で具現化された取組を掲載

### ●推進委に向けた取組の重点化

- ◇連携協働型の学校づくりの推進

地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的  
推進に向けた準備

# 日の出町における地域学校協働活動と コミュニティ・スクールの一体的推進に向 けて

# 地域学校協働活動について



## 日の出町立学校における地域学校協働活動について

### 地域学校協働活動とは

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

## 日の出町立学校における地域学校協働活動について

### 活動内容

- 保護者や地域住民等による授業、放課後等の  
学習支援、体験・交流活動
- 地元企業等の協力による職場体験
- 地域の協力による学校や地域の環境整備活動、  
登下校の見守り

## 日の出町立学校における地域学校協働活動について

### **組織** 地域学校協働本部を設置と地域コーディネータの配置

地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制

## 日の出町立学校における地域学校協働活動について

# 日の出町立学校の状況

- 平成26年度「学校支援ボランティア推進協議会事業」開始
- 平成29年3月に社会教育法の改正により、地域学校協働活動が法律に位置付けられたことを契機に、町立学校全校に地域学校協働本部を設置し活動を開始。
- 活動推進経費は、東京都教育委員会の補助（全額）による。  
※令和4年度予算10,573,000円
- 令和4年度から、コミュニティ・スクール設置済、又は、設置に向けた具体的な計画があることを条件とした補助事業となる。

## 日の出町立学校における地域学校協働活動について

### 活動例

- 学習支援員による学習補助、指導補助
- 亜細亜大学学生等による水泳指導補助
- 学校図書館支援員による図書室の整理・管理
- 部活動指導支援員による部活動の指導補助
- 理科授業支援員による理科室管理・理科実験準備・片づけ

# コミュニティ・スクールについて

## コミュニティ・スクールについて

### コミュニティ・スクールとは

- ・ 保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある「地域とともにある学校づくり」をする学校（学校運営協議会を置く学校）

## 設置根拠「地方行政の組織及び運営に関する法律」(第47条の5)

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。



## コミュニティ・スクールについて

### 組織「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(第47条の6)

- 1 対象学校の所在する地域の住民
- 2 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 3 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4 その他当該教育委員会が必要と認める者

※委員は、特別職の非常勤公務員

※一定の範囲で法的な権限を有する教育委員会の下部組織たる合議制の機関として教育委員会が設置するもの

## 学校運営協議会の権限

- 学校運営の基本方針の承認
- 学校運営に関する意見
- 教職員の任用に関する意見

コミュニティ・スクールについて

## 設置の状況（令和3年5月時点）

- 全国の公立学校の11,856校、33.3%が導入
- 都内自治体62区市町村のうち33自治体が導入  
（都内62区市町村の53.2%）
- 都内公立学校1,877校のうち696校が導入  
（都内全公立学校の37.1%）

コミュニティ・スクールについて

## 設置の状況（令和3年5月時点）

※未導入市：22市町村

武蔵野市、昭島市、調布市、東村山市、国立市、  
東久留米市、稲城市、羽村市、あきる野市、  
瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村、大島町、  
利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、  
八丈町、青ヶ島村、小笠原村

※未導入区：12区

中央区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、  
中野区、荒川区、練馬区、葛飾区、江戸川区

## 運営上の課題

「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ」より

### □制度の趣旨の理解

未導入の理由として「学校評議員や類似の仕組みがすでにあるから」、「地域連携がうまく行われているから」、「すでに保護者や地域の意見が反映されているから」が挙げられ、上位を占めており、コミュニティ・スクールと類似の仕組み等との違いが十分に理解されず、学校運営協議会が有する権限や機能を制限している例も見られる。

- (参考)
- 学校運営の基本方針の承認（義務規定）
  - 学校運営に関する意見（任意規定）
  - 教職員の任用に関する意見（任意規定）

## 運営上の課題

### □議題の設定

報告事項と協議事項が区別されずに会議が進行するため、学校運営協議会の本来の効果が発揮されず、むしろ、会議開催の負担感が大きなものとなっている。

### □会議の開催の目的化

コミュニティ・スクールを導入することや、決められた時期・回数 of 学校運営協議会を開催することが目的になってしまっている状況も見受けられる。

## 日の出町立学校における地域学校協働活動について

### 運営上の課題

#### □運営上の業務負担の偏り

学校運営協議会の委員が、あらかじめ決められた充て職を中心に構成され、各委員の当事者意識が十分でない場合、各種調整や準備等を含め会議運営の負担が一部の者に集中している状況も見受けられる。

#### □人材や予算の確保

学校運営協議会の委員について、校長とともに協働して学校運営に参画できる当事者意識を有した人材の発掘や男女比・年齢分布等委員構成のバランスの確保に苦慮するほか、特別職の非常勤公務員として任命される委員に支払う報酬や会議の開催経費の確保が十分でない状況も見受けられる。

# 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの 一体的推進に向けて



地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進に向けて

## 方向性

### 「日の出町教育ビジョン2023」推進重点事項に 位置付け

○地域学校協働活動のさらなる充実

○コミュニティ・スクール設置に向けて

- 学校・保護者・地域住民への制度の趣旨の理解促進
- 設置に向けた会議体の設置
  - ※日の出町にあったコミュニティ・スクールの検討
- 地域人材発掘、予算、事務手続き等のロードマップの作成
- 地域学校協働活動やPTAとの連携、学校評議員会の取り扱いの明確化

## 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進に向けて

強制的に導入し活動を形骸化させないように、「日の出町教育ビジョン2023」の理念を踏まえ、学校・保護者・地域のコミュニティ・スクールに対する理解促進、計画的な導入・準備、導入後の円滑な運営を見据えて、令和7年度を目途に、学校運営協議会を1校に設置し、順次、準備ができたが学校から導入。

# 日の出町教育委員会及び日の出町立学校における いじめ防止対策と不登校対策

## いじめ防止対策について

# いじめ対策におけるいじめの捉え方と対応の基本方針

## いじめとは・・・（いじめの定義）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条より

いじめ防止対策について

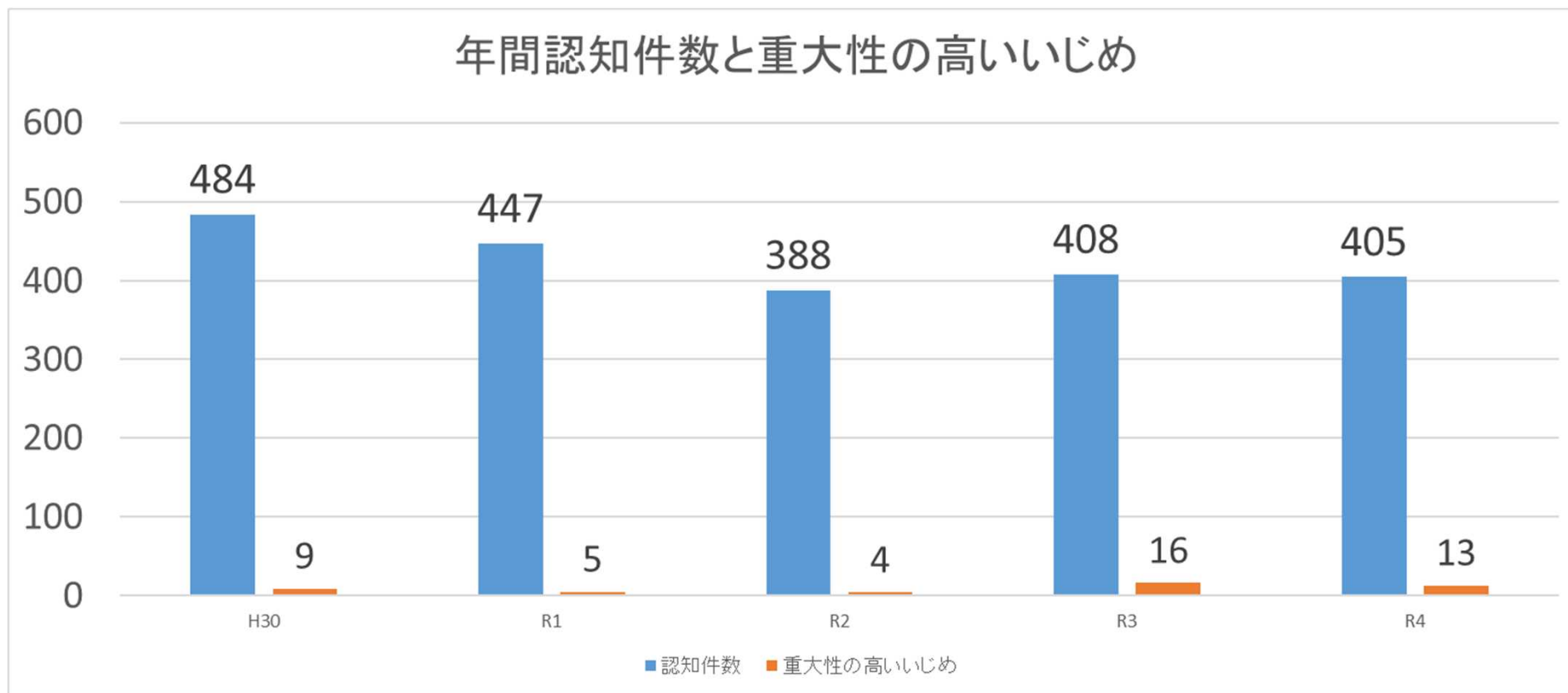
## いじめ対策におけるいじめの捉え方と対応の基本方針



「いじめ」はどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要。

## いじめ防止対策について

# 町立学校のいじめの状況



## いじめ防止対策について

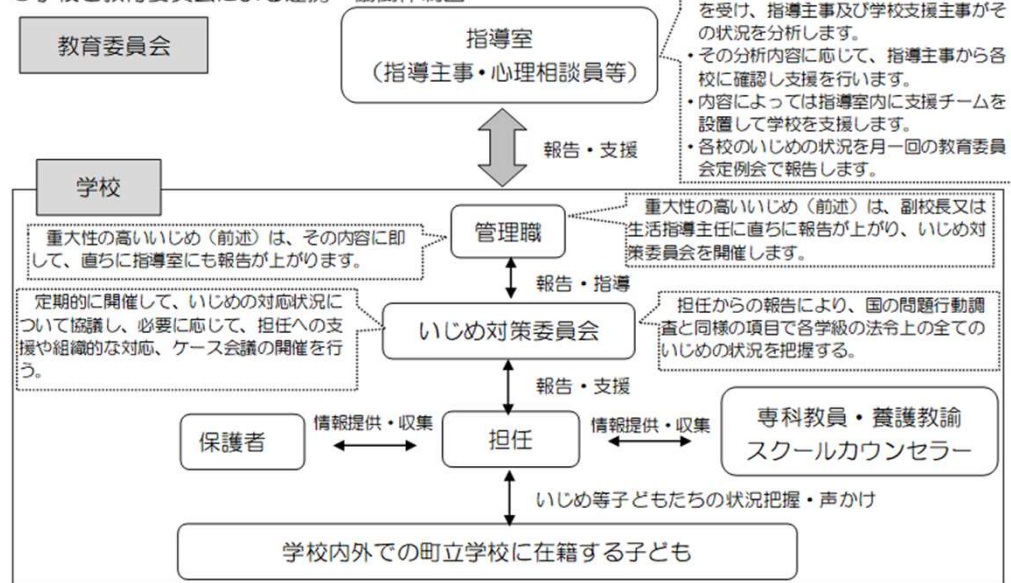
# 学校及び教育委員会におけるいじめ対策

- いじめ実態把握及び対応システム
- 月ごとのいじめ報告
- ふれあい（いじめ防止強化）月間における調査
- 教育相談
- 支援チーム

—いじめ防止を強力に推進する日常的な連携・協働システムの構築—

- 都の「いじめ総合対策【第2次】」（平成29年2月）では、「いじめ防止等の対策を推進するためのポイント」に新たに、「軽微ないじめも見逃さない」が追加されました。
- 本町ではそれに先立ち、平成28年10月から、いじめ実態把握及び対応システムを導入しています。

○学校と教育委員会による連携・協働体制図





## いじめ防止対策について

# いじめ重大事態について (いじめ防止対策推進法第28条)

**重大事態の定義の確実な理解** 年間3回以上のいじめに関する校内研修のうち、**重大事態に関して年間1回以上実施する**



学校

いじめの発生



定義を基に校長判断

- 児童・生徒が自殺を企図
- 身体に重大な傷害を負う
- 金品等に重大な被害を被る
- 精神性の疾患を発症
- 年間30日程度の欠席などに該当

必ず重大事態として対応

子供や保護者から重大事態の申立てがあった場合

重大事態発生

法に規定されている定義

第1号

いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある**と認めるとき

第2号

いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある**と認めるとき

**重大事態発生後の流れ** 被害の子供が安心して学校生活を送ることができる環境を再構築する

重大事態発生後の報告

教育長・地方公共団体の長



学校



教育長



市町村長

市町村をあげて組織的に対応

調査の実施

調査の目的

子供が受けた被害の解消  
同種の事態の再発防止

調査の目標

当該重大事態に係る事実関係を明確にする

調査結果の報告

被害の子供の保護者



情報の共有  
緊密な連携

教育長・地方公共団体の長



校長



教育長



市町村長

市町村をあげた取組の推進



不登校対策について(登校支援の取組)

## 不登校対策の基本方針及び不登校の捉え方や登校支援の考え方

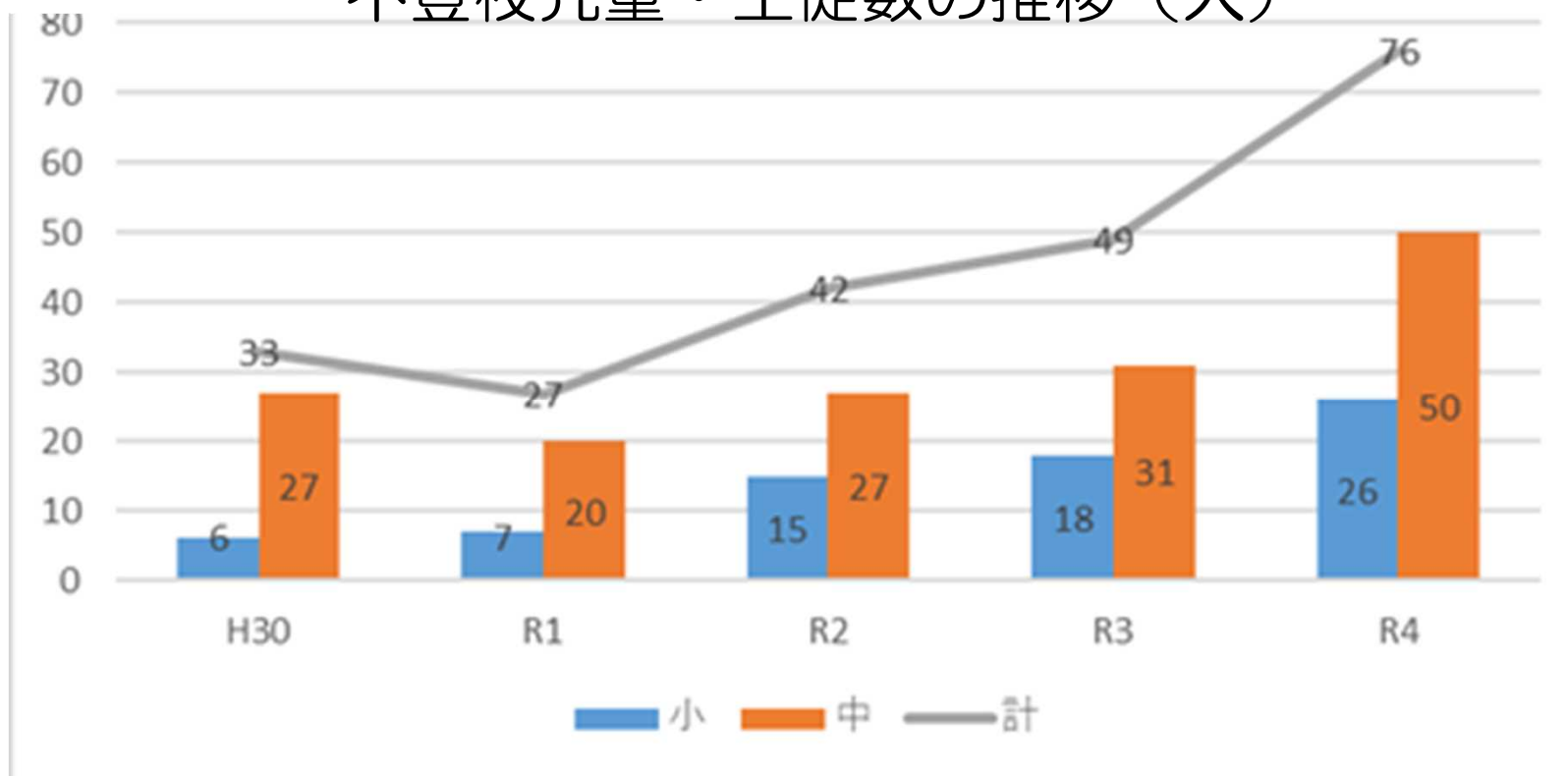
○不登校児童生徒への支援は、「**学校に登校する**」という**結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す**必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」平成28年)

不登校対策について(登校支援の取組)

## 町立学校の不登校の状況

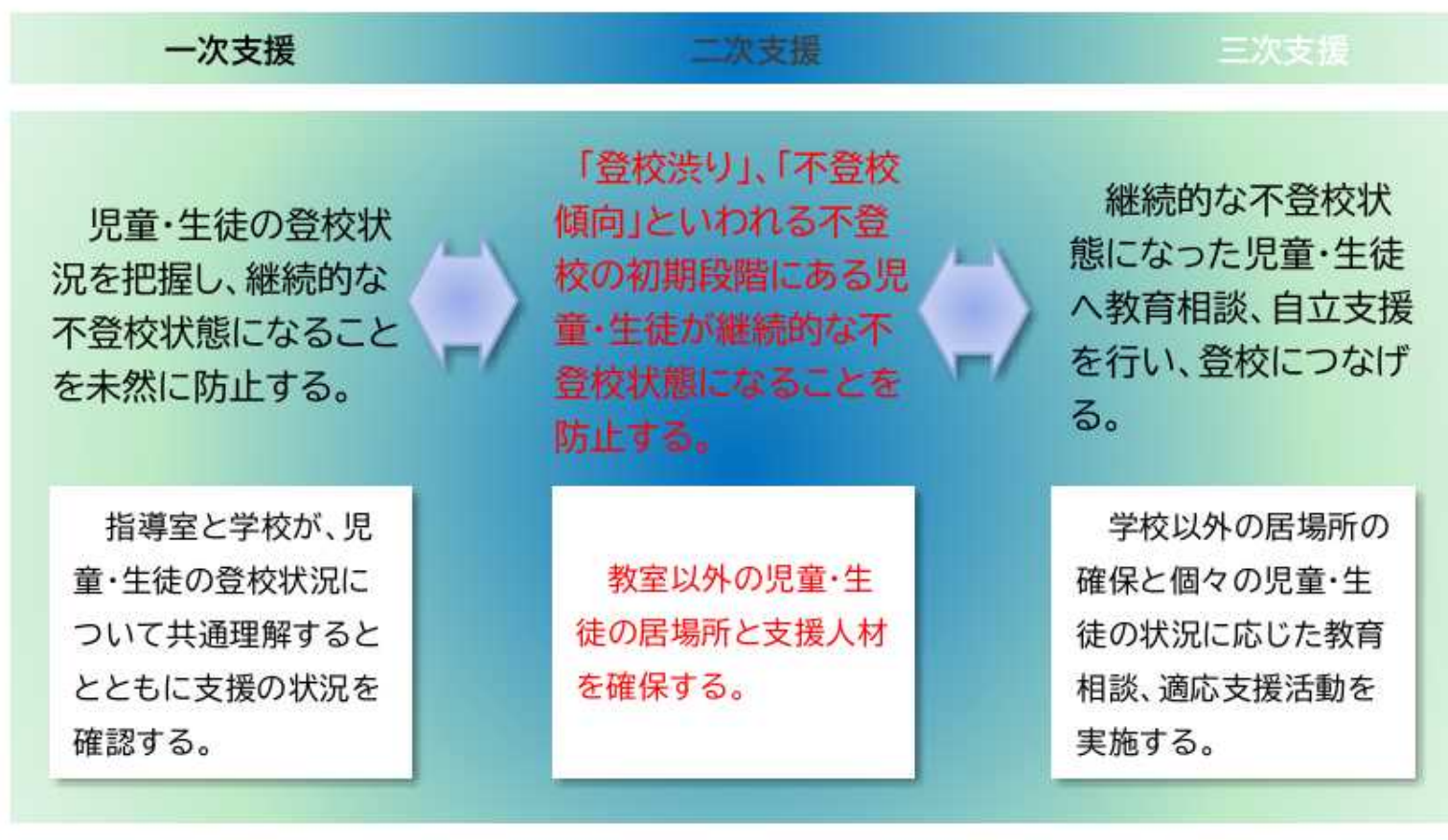
不登校児童・生徒数の推移(人)



不登校対策について(登校支援の取組)

# 学校及び教育委員会における不登校対策

【段階的登校支援（支援のグラデーション）】



不登校対策について(登校支援の取組)

## 学校及び教育委員会における不登校対策

### ○月ごとの調査

児童・生徒の登校状況を把握し、継続的な不登校状態になることを未然に防止する。

### ○別室登校支援

「登校渋り」、「不登校傾向」といわれる不登校の初期段階にある児童・生徒が継続的な不登校状態になることを防止する。

○町教育相談室や適応支援グループ「レッツ」での支援（三次支援）

授業のオンライン配信（英語）

